

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種法による予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託している為、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、業務委託契約書において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止する為、公衆衛生の見地から市が実施主体となり、予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものである。</p> <p>予防接種の適正かつ効率的な執行の為、予防接種及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施対象者の把握②予防接種の実施に関する事務③予防接種に係る実費徴収に関する事務④予防接種による健康被害救済に関する事務⑤予防接種実施者の管理に関する事務
③システムの名称	COKAS-R/AD II ,LOGHEALTH21/AD II
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに別表第二の第16の2、17、18、19項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 健康増進課 代表(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月25日	Ⅱ－1	課長 宮国 泰誠	健康増進課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	Ⅱ－1	平成28年12月22日時点	平成29年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	Ⅱ－2	平成28年12月22日時点	平成29年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月10日	Ⅰ－1	プラネッツ	PLANETS,COKS/AdⅡ	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	Ⅱ－1	平成29年12月25日時点	平成30年12月5日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月25日	Ⅱ－2	平成29年12月25日時点	平成30年12月5日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年2月27日	Ⅳ	なし	様式変更に伴う追記	事後	様式変更に伴う変更
令和1年12月20日	Ⅱ－1	平成30年12月5日時点	令和元年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	Ⅱ－2	平成30年12月5日時点	令和元年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月12日	Ⅰ－1	PLANETS,COKS/AdⅡ	PLANETS,COKS/ADⅡ,LOGHEALTH21/AdⅡ	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月12日	Ⅱ－1	令和元年12月20日時点	令和2年11月12日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年11月12日	Ⅱ－2	令和元年12月20日時点	令和2年11月13日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅰ－1	PLANETS,COKS/ADⅡ,LOGHEALTH21/AdⅡ	COKAS-R/ADⅡ、LOGHEALTH21/ADⅡ	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	保健衛生システム	健康管理システム	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号並びに別表第二の第17,18,19項	番号法第19条第8号並びに別表第二の第16の2、17、18、19項	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅰ－5 評価実施機関における担当部署	生活環境部	市民生活部	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	生活環境部	市民生活部	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅱ－1	令和2年11月12日時点	令和5年2月10日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	Ⅱ－2	令和2年11月13日時点	令和5年2月10日時点	事後	見直しに伴う変更